

京都大学	博士（法学）	氏名	金 滉
論文題目	民事鑑定の再構成		
(論文内容の要旨)			
本論文は、鑑定制度の証拠調べとしての特殊性を同制度の必要性及び機能の検討を通じて明らかにし、そのような特殊性を基礎付けることのできる設計・解釈指針を提示しようとする研究である。具体的には、裁判所及び鑑定人の心証形成・事実認定を描写する数理モデルを用いて、裁判所の専門知識と鑑定の申出の採否及び裁判所による鑑定意見の評価に係る日本法・ドイツ法の議論を分析し、鑑定制度の必要性及び機能についての従来の議論を精緻化することによって、制度設計・解釈指針を得る試みである。その上で、この指針を具体的な手続規律に適用し、一定の規範的主張を行う。 従来、鑑定制度は専門知識のない裁判所の判断能力を補助するための制度とされ、この制度理解に鑑定制度の設計・解釈指針としての位置づけが与えられてきた。しかし、抽象的には、全ての証拠調べ手続を裁判所の判断能力を補助するための制度として理解でき、補助概念のみでは、鑑定制度が他の証拠調べ手続と異なる制度として設計されていることを十分には説明できない。専門知識の提供が鑑定制度の特殊性を基礎づけるとの一般的理解のもとでも、専門知識の意義や裁判所の判断能力を補助する機序を明らかにしなければ、設計・解釈指針として十分な解明とは言えない。 そこで本論文では、鑑定制度が存在しないと仮定した場合の不都合を問うことで鑑定制度の必要性を明らかにし、また、このような不都合の除去のために予定されている手段・方法を分析することで鑑定制度の機能を明らかにして、これらを鑑定制度の設計・解釈指針とすることとした。 まず、鑑定制度の必要性については、裁判所の専門知識と鑑定の申出の採否の関係に係る議論を検討した。日独双方において、裁判所が専門知識を有していない場合には、鑑定の申出が採用されなければならない点において一致があったが、さらにドイツ法では、裁判所が専門知識を有すると評価されるための実体的な基準について議論があり、専門文献の学習では不十分である等の厳格な基準が指摘されている。 ここで、本論文のモデルによれば、専門知識と一般的な経験則は、その信用度、すなわち、正しさの確率の違いにより区別される。そして、経験則の信用度が低い場合には、その経験則による評価の対象となる証拠方法等（証拠資料や間接事実を含む）は、裁判所の心証形成・事実認定に影響を与えないものとして評価するのが合理的な推論と言える。これを踏まえると、裁判所が専門知識を有していない場合も、同様に、評価の対象となる証拠方法等の提出及び取調べにかかわらず、裁判所の心証形成・事実認定に影響しないものとして取り扱うことになる。このような不都合を除去することが、鑑定			

制度の必要性を基礎づけると考えられる。

これに対して、鑑定以外の証拠調べ手続の必要性は、証拠の申出の採否の基準となるいわゆる関連性の分析を通じて、裁判所の心証形成・事実認定において評価の対象となるべき証拠方法等の提出自体に係ると解することができる。

次に、鑑定制度の機能に関しては、裁判所の専門知識と鑑定意見の評価のあり方をめぐり、以下のとおりドイツ法との相違が整理された。すなわち、日本の議論では、裁判所の行うべき法的・規範的判断と鑑定人の行う科学的・専門的判断とはその性質が異なることから、裁判所による判断の結論と鑑定人による判断の結論は必ずしも一致する必要がないことが強調される。そしてこのような性質の違いは、主として証明度の違いとして理解されている。これに対して、ドイツの議論では、鑑定の申出の不採用を正当化するような十分な専門知識を有していない場合には、裁判所は鑑定人による判断とその結論が一致する判断をしなければならないとされている。

この相違に関しモデルにより分析を行うと、ドイツの鑑定制度の機能は、鑑定以外の証拠調べの機能と同様に、裁判所の心証形成・事実認定に影響を与える証明力の高い証拠方法等を訴訟に取り込むことにあるとの理解が得られた。もっとも、このように理解した場合、日本の議論が指摘するような法的・規範的判断と科学的・専門的判断の違いが認められず、また、鑑定人による評価が期待できない弁論の全趣旨を裁判所の心証形成・事実認定に事実上反映することができないとの問題が生ずる。この問題を回避するためには、鑑定制度の機能は、日本の議論を前提として、信用度の高い経験則を、裁判所の提供した前提事実を踏まえて形成された鑑定人の心証度の形式で、裁判所に提供することにあると理解されるべきである。鑑定制度の必要性を満たすという観点からも、このような理解が正当化される。

最後に、以上の作業により精緻化された鑑定制度の必要性和機能を規範的根拠として、裁判所委託型としての日本の鑑定制度の手続規律に適用すると、①裁判所による手続の主導性（立法論としての職権鑑定の当否）、②専門家の中立性（忌避制度の意義）、及び③裁判所の鑑定人からの独立性（鑑定意見の評価のあり方）のいずれについても、規範的な正当化及び主張が導かれた。本論文が明らかにした鑑定制度の必要性和機能は、鑑定制度の設計・解釈指針として十分に機能しうるものということができる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、民事訴訟上の鑑定制度について、その必要性及び機能の解明を通じて、同制度の規範的根拠を問い直し、新たな制度設計・解釈指針を得ようとする研究である。そのために、鑑定の中心的概念である「専門知識による裁判所の判断能力の補助」につき具体的意義を問い、これを踏まえた数理モデルにより裁判所及び鑑定人の心証形成・事実認定過程を分析し、鑑定制度の必要性及び機能の規範的意義を明らかにした。

まず、鑑定の必要性を制度設計・解釈の指針とするための精査として、ドイツ法との比較研究により、鑑定申出の採否と裁判所の専門知識の関係、鑑定により得られる専門知識の証拠資料としての特殊性、専門知識が裁判所の判断能力を補助する機序等に係る規範的議論が分析される。また、鑑定意見を裁判所がどのように評価し事実認定に反映させるかという機能面に関しては、日本法では、鑑定意見と裁判所の判断は性質も証明度も異なることから一致する必要はないことにつき学説・裁判例の蓄積があるのに対して、同系の鑑定制度を有するドイツ法では両者の一致を要請するのが通説的理解であることが示され、鑑定の機能についても体系的説明を再検討する必要が論じられる。

以上の整理自体が新しい知見であるが、本論文はこれを裁判所及び鑑定人の動的な意思決定の問題と捉えて数理モデルを構成し、裁判所及び鑑定人の心証形成・事実認定が専門知識（経験則）という特殊な情報によりどのように影響を受けるかを分析した。その結果、鑑定は信用度の高い経験則を提供する証拠調べと解すべきであり、これがなければ証拠調べをしても心証形成・事実認定に影響しないという意味での不都合があること、鑑定意見の評価については、ドイツ法の理解と異なり、経験則の適用による鑑定人の心証度として評価すべきことが示される。これにより、鑑定の規範論が対象とする事実認定の動態性を描出しつつ鑑定意見の評価等の概念が精緻化され、制度全体を説明する理論枠組みが提示されたと評価される。

本モデルには様々な制約があり、規範的議論との接合にもなお粗さが残るほか、いわゆる私鑑定と鑑定の理論的關係やカンファランス鑑定の分析を行うことで論旨がより明確になったはずであるが、そこまで及んでいない。

もっとも、これらの点は本論文の理論的な意義を損なうものではなく、今後、この分野の研究・実務において必ず参照される論文となると考えられる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和7年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降